東京医療保健大学大学院聴講生受入れ規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則(以下「学則」という)第29条(科目等履修生、聴講生)に基づき、大学院聴講生(以下「聴講生という)の受入れに関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 聴講生として出願することができる者は、学則第11条(入学資格)に定める者とする。

(出願時期)

第3条 出願時期及び試験日時等は、募集要項に定める。

(出願手続)

- 第4条 聴講生を志願する者は、次の各号の書類に、別表に定める選考料を添えて、所定の期日までに学長に 願い出なければならない。
 - (1)大学院聴講生志願書(本大学院所定用紙)
 - (2)履歴書(本大学院所定用紙、写真貼付)
 - (3) 最終学校の卒業(見込) 証明書及び成績証明書
 - (4)健康診断書
 - (5)その他本大学院が指定する書類

(選考)

第5条 聴講生を志願する者の選考は、面接及び書類選考とし、大学院正規課程の大学院生の教育に支障がない場合に限り、学部・研究科運営会議(以下「運営会議」という)を経て学長が許可する。

(入学手続)

- 第6条 聴講生として入学を許可された者は、所定の期日までに別表に定める入学料及び聴講料を納入し、入学に必要な手続きを行わなければならない。
 - 2 前項の入学手続きを完了しない者は、入学許可を取り消す。

(聴講期間)

- 第7条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。
 - 2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規程にかかわらず、 運営会議の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、原則として通算 2年を限度とする。

(聴講科目)

第8条 聴講することのできる授業科目は、原則として各学期4科目以内とし、実験及び実習については原則として聴講は許可しない。

(試験)

第9条 聴講生は、聴講した授業科目について試験を受けることができる。ただし単位の認定は行わない。

(徴戒)

第10条 学則等に反して、聴講生としてふさわしくないと認められるときは、委員会の議を経て懲戒することがあ る。

(証明書の交付)

第11条 学長は、聴講生からの請求により聴講証明書を交付する。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、運営会議の議を経て別途定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学経営会議において定める。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

選考料	入 学 料	聴 講 料
10, 000円	20, 000円	1科目20, 000円

注1:選考料については、前年度から継続する場合には免除する。

注2:入学料については、本学卒業生及び本学大学院修了生は免除する。